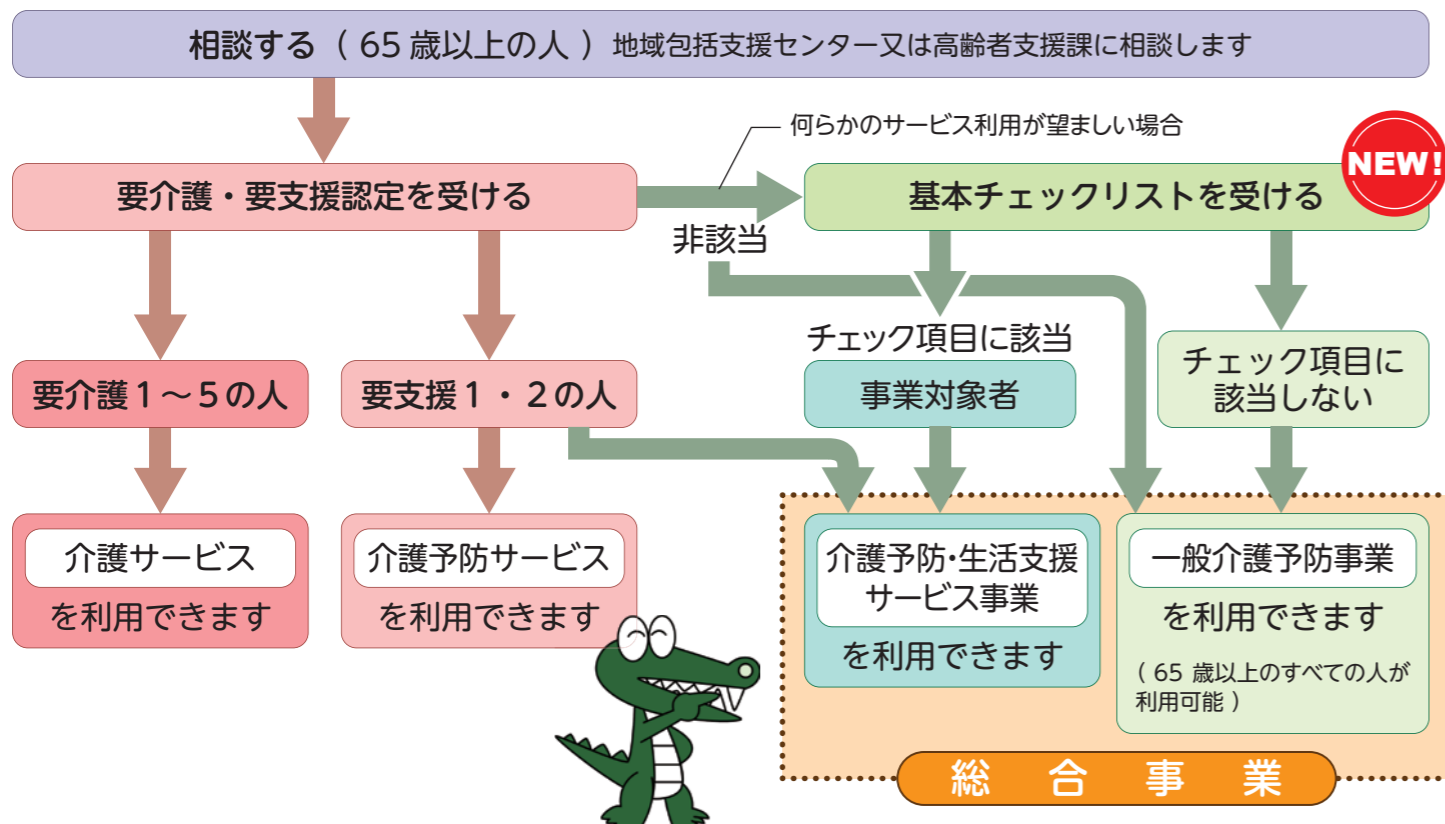


総合事業 利用までの流れ



■ 基本チェックリストについて

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを「はい」「いいえ」で答えていただく質問票です。

基本チェックリスト(一部)

- バスや電車で1人で外出していますか？
- 転倒に対する不安は大きいですか？
- 週に1回以上は外出していますか？
- 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか？

更新移行の時期 (既に要支援1・2と認定されている人)

平成29年4月より、順次総合事業に移行します。平成29年4月1日以降に迎える認定有効期間満了日までは、従前のサービスが利用できます。

【例】

	平成29年4月	平成30年4月
認定有効期間が平成29年3月末の人	従前のサービス (更新)	H29.4.1 から総合事業
認定有効期間が平成29年12月末の人	従前のサービス	(更新) H30.1.1 から総合事業
認定有効期間が平成30年3月末の人	従前のサービス	(更新) H30.4.1 から総合事業

■ 介護保険全般について …… 高齢施策課 TEL 06-6858-2837 FAX 06-6858-3146
 ■ 要介護・要支援認定の申請・相談について …… 高齢者支援課 TEL 06-6858-2834 FAX 06-6858-3611

ささえあいの地域づくりをめざして

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)のご案内

65歳以上の
みなさんへ



平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります。総合事業は65歳以上のすべての人を対象とした介護予防や日常生活の自立を支援するための事業です。（これまで介護保険で行っていた要支援1・2の人向けのサービスの一部も含まれます。）一人ひとりの状態にあったサービスをご利用いただき、積極的に介護予防に取り組みましょう。

！ここが変わります！

- 総合事業が始まると、介護予防サービス(予防給付)の「訪問介護」「通所介護」は、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。
- 移行後の「訪問型サービス」「通所型サービス」では、従来のサービスに加え、利用料がより低額な豊中市独自のサービスを利用できるようになります。

いままでは…

要介護1～5の人

介護サービス

- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリ
- 福祉用具貸与…など

要支援1・2の人

介護予防サービス

- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリ
- 福祉用具貸与…など

介護予防が必要な人・元気な人など

介護予防事業

- 予防が必要な方への介護予防教室やぬくもりサロン…など



平成29年
4月から

介護予防・生活支援サービス事業に移行

★基本チェックリストでチェック項目に該当した人

これからは

要介護1～5の人

介護サービス

- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリ
- 福祉用具貸与…など

要支援1・2の人又は事業対象者(★)

介護予防サービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリ
- 福祉用具貸与…など

◎上記のサービスは、引き続き要介護(要支援)認定が必要です。

介護予防が必要な人・元気な人など

総合事業

1 介護予防・生活支援サービス事業

これまでの要支援1・2の人向けの専門的サービスに加え、地域住民の支援等による多様なサービスを利用できます。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防ケアマネジメント※

2 一般介護予防事業

地域住民が主体的に介護予防体操に取り組む場づくりを進めるなど、健康づくりや介護予防のための事業を行います。

- とよなかパワーアップ体操
- 介護予防センター…など

※介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター(又は居宅介護支援事業所)の職員が利用者と一緒に、サービス利用にあたっての計画書(ケアプラン)を作成します。(自己負担はありません)

1 介護予防・生活支援サービス事業

対象者 ▶ 要支援認定を受けた人
事業対象者

訪問型サービス(ホームヘルプ)

●現行相当サービス(従来どおりのサービス)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、身体介護(食事や入浴の介助)、生活援助(買い物、調理、洗濯、掃除など)を行います。

●基準緩和サービス(市独自のサービス)

ホームヘルパー又は一定の研修を修了した者が訪問し、利用者が自力では困難な行為について、生活援助(買い物、調理、洗濯、掃除など)を行います。

●住民主体サービス(ささえあい活動)

ボランティア等の地域の多様な主体による見守りなどを行います。豊中市では、豊中市社会福祉協議会と協働で平成29年4月から順次実施します。

■自己負担のめやす(1か月につき)

		1割負担の場合
週1回程度の利用		1,267円
週2回程度の利用		2,532円
週2回を超える利用		4,016円

■自己負担のめやす

		1割負担の場合	
週1回の利用	月1～4回の利用	254円/回	
	月5回以上の利用	1,114円/月	
週2回の利用	月1～8回の利用	254円/回	
	月9回以上の利用	2,194円/月	

通所型サービス(デイサービス)

●現行相当サービス(従来どおりのサービス)

通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事や生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

●基準緩和サービス(市独自のサービス)

通所介護施設(デイサービスセンター)で、運動やレクリエーションなどを日帰りで受けられます。

●短期集中サービス

短期間(3～6か月間)に通所型と訪問型を組み合わせた支援を行い、外出、家事、入浴など生活行為の改善を図ります。(平成29年度後半から実施予定)

●住民主体サービス(ささえあい活動)

地域のサロンなどで運動・交流などを行います。豊中市では、豊中市社会福祉協議会と協働で平成29年4月から順次実施します。

■自己負担のめやす(1か月につき)

		1割負担の場合
要支援1		1,736円
要支援2		3,560円

■自己負担のめやす

		1割負担の場合	
		3時間未満	3時間以上
週1回の利用	月1～4回の利用	348円/回	369円/回
	月5回以上の利用	1,516円/月	1,608円/月
週2回の利用	月1～8回の利用	348円/回	369円/回
	月9回以上の利用	3,020円/月	3,202円/月

2 一般介護予防事業

対象者 ▶ 65歳以上の人

とよなかパワーアップ体操 (地域の通いの場づくり支援事業)

豊中市オリジナルの介護予防体操『とよなかパワーアップ体操』を週1回、継続して実施する団体に対し、立ち上げ支援と定期的に体力テストを実施します。

介護予防センター (市内7か所)

運動・口腔・認知機能などを維持・向上させたり、交流・生きがいづくりにつながるような体操や講座等の介護予防プログラムを実施しています。

街かどデイハウス 介護予防教室

街かどデイハウスで、介護予防体操、健口体操をはじめとした介護予防プログラムを実施します。

◎他にも様々な事業があります。詳しくは、「やさしい介護と予防」(H29年度版: H29年4月発行)をご覧ください。

